

鎌倉市農業委員会 令和 2 年度 第 10 回総会 議事録	
日 時	令和 3 年 (2021 年) 2 月 25 日 (木) 15 時 30 分開会
場 所	鎌倉商工会議所 3 階 301 会議室
委員名	1 番 小川和己、2 番 浜野清一、3 番 石澤一英、 4 番 市川幸子、5 番 小泉紀久夫、6 番 柏木博明、 7 番 和田雅裕、8 番 落合るみこ、9 番 岡崎和彦、 10 番 飯田正実、11 番 平井保男、12 番 郷原均、 13 番 三橋義昭 以上 13 名
事務局出席者	鈴木事務局長・小田主事・名塚職員・酒井職員
議長(平井会長)	定刻になりましたので、只今から総会を開会いたします。
議長(平井会長)	今日は欠席がないようなので、本日の議事録署名委員と、現況証明委員を指名いたします。 議事録署名委員については、5 番小泉委員、6 番柏木委員にお願いします。 現況証明委員については、1 番小川委員、2 番浜野委員にお願いします。 本日の議事日程は、事務局から本日配布しております「鎌倉市農業委員会 2 月総会議事日程」のとおりとなります。 それでは、日程第 1 から順に事務局から報告をお願いします。
事務局(名塚職員)	議長。日程第 1、報告第 24 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、着席してご報告します。 本報告は、相続等により、農地の権利を取得した者が行う届出について、1 月 11 日から 2 月 10 日までに受理し、処理した案件について報告するものです。 資料につきましては、送付資料の 1 から 3 ページをご覧ください。 それでは、報告に移ります。 まず、1 ページの番号 1 と 2 ページの整理番号 1 の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等は報告書に記載のとおりです。 整理番号 1 は、令和 2 年 5 月 19 日に相続により届出者が所有権を取得し、令和 3 年 2 月 5 日に専決処分いたしました。 続きまして、1 ページの番号 2 と 3 ページの整理番号 2 の案内図をご覧ください。 整理番号 2 は、令和 2 年 5 月 19 日に相続により届出者が所有権を取得し、令和 3 年 2 月 4 日に専決処分いたしました。 以上 2 件、賃貸借関係はありません。以上で報告を終わります。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)

議長(平井会長)	ご質問がないようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)	日程第2、報告第24号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、5件、報告いたします。事務局から報告をお願いします。
事務局(名塚職員)	議長。日程第2、報告第25号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、ご報告します。 本報告は、土地所有者が農地を転用する際に行う農地法第4条の届出について、1月11日から2月10日までに受理し、処理した案件について報告するものです。 資料につきましては、送付資料の4から10ページをご覧ください。 それでは、報告に移ります。 4ページの番号1と、6ページの整理番号1の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等は報告書に記載のとおりです。 本件は、令和3年2月28日に専用住宅へ転用のため、令和3年1月18日に専決処分いたしました。 続きまして、4ページの番号2と、7ページの整理番号2の案内図をご覧ください。 本件は、令和3年1月29日に店舗兼住宅へ転用のため、令和3年1月22日に専決処分いたしました。 続きまして、4ページの番号3と、8ページの整理番号3の案内図をご覧ください。 本件は、令和3年2月3日に道路へ転用のため、令和3年1月27日に専決処分いたしました。 続きまして、5ページの番号4と、9ページの整理番号4の案内図をご覧ください。 本件は、令和3年2月2日に専用住宅へ転用のため、令和3年1月26日に専決処分いたしました。 続きまして、5ページの番号5と、10ページの整理番号5の案内図をご覧ください。 本件は、令和3年2月24日に共同住宅へ転用のため、令和3年2月15日に専決処分いたしました。 以上5件、賃貸借関係はありません。以上で報告を終わります。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)	日程第3、報告第26号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、2件、報告いたします。事務局から報告をお願いします。

事務局(名塚職員)	議長。日程第3、報告第26号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、ご報告します。 本報告は、土地の売買や、賃借を伴う農地転用の際に行う農地法第5条の届出について、1月11日から2月10日までに受理し、処理した案件について報告するものです。 資料につきましては、送付資料11から13ページをご覧ください。それでは、報告に移ります。 11ページの番号1と、12ページの整理番号1の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等は報告書に記載のとおりです。 本件は、令和3年1月28日に専用住宅（※庭敷地）へ転用のため、令和3年1月22日に専決処分いたしました。 続きまして、11ページの番号2と、13ページの整理番号2の案内図をご覧ください。 本件は、令和3年4月1日に専用住宅へ転用のため、令和3年1月27日に専決処分いたしました。 以上2件、賃貸借関係はありません。以上で報告を終わります。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	〔「なし」の声〕
議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)	次に、日程第4、議案第59号、農業経営盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、日程第5、議案第60号、農地中間管理事業における農用地利用配分計画に対する意見について、以上2件について関連があるので、一括して上程いたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局(名塚職員)	議長。本件についてご説明させていただく前に、農地の貸し借りについて、1月総会にて郷原委員よりご質問があった農地の貸し借りによる借地権等の整理について、皆様にご説明をさせていただきます。 本日お配りしております、「ご存知ですか？ 農地の貸し借り」と書かれた資料をご覧ください。こちらは、他市の農業委員会が作成したものと農水省の資料を引用させていただきました。 農地の貸し借りについては、農地法の許可による貸し借りと、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定による貸し借りの2つの方法があります。 この2つについては、記載のとおりの違いがあります。 まず、農地法については、貸し借りの期間が満了しても解約の意思がなければ自動更新となります。 もし地権者が解約を希望しても、借り手の耕作権の保護がされて

おり、正当な事由がなければ、都道府県知事の許可が下りず、解約できません。つまり、貸したら土地が返ってこないといったリスクがあります。

次に、農業経営基盤強化促進法による利用権設定については、期間満了によって貸し借りが終了します。

民法では、所有の意思をもって、悪意又は過失がある場合は20年の時間の経過をもって所有権を取得するとされていますが、利用集積による貸し借りは20年を超えないよう設定し、継続する場合でも、一度契約が終了した上で、改めて利用権設定を行うため、民法上の取得時効によって農地が戻ってこないといった問題が発生しません。

このような違いから、市街化調整区域の農地の貸し借りについては、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定による農地の貸し借りが行われているものです。

それでは、日程第4、議案第59号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、日程第5、議案第60号、農地中間管理事業における農用地利用配分計画に対する意見について、以上2件について、関連案件ですので一括してご説明します。

新型コロナウイルス対策の一環として、総会時間の短縮を図る必要があることから、利用集積計画と、農地中管理事業についての説明は割愛させていただきます。内容については、研修テキスト3の8ページから10ページに記載がありますので、必要に応じてご確認ください。

それでは、議案第59号、60号について、ご説明いたします。

お手元の送付資料の14、15ページの議案書、16ページの参考資料をご覧ください。

土地の所在等、計画内容は、お手元の議案のとおりです。

参考資料の白塗りの土地が、本件の対象地であり、斜線部分については、申請者が現在耕作している土地です。

議案第59号は、記載の内容について、市長から農業経営基盤強化促進法に基づき、農用地利用集積計画の決定を求められているものです。

議案第60号は、ただ今ご説明した議案第59号の土地について、農業公社から[]に貸し出すにあたり、市長から意見を求められているものです。

賃借料については、1平方メートル当り24円で、年間23,100円となっています。

[]の農作業従事日数は年300日、対象地を含め現在約1,900㎡を耕作しており、世帯員含め2名で営農していることです。

なお、対象地については、これまで地権者と相対での貸し借り

	を行っており、この度公社への切り替えを行うもので、継続の貸し借りといえます。以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の飯田委員から補足説明をお願いします。
10 番(飯田委員)	議長。10 番。2 月 19 日(金)午後 2 時より、平井会長、現況証明委員の三橋委員と共に、現地調査を行いましたので報告します。対象地の現在の耕作状況を確認したところ、小松菜、タマネギ、カリフラワーの作付けが行われていました。今後も地域との調和を図り、効率的で安定的な農業経営に支障を及ぼさないと判断されるため、特段の問題は無いものと思われます。 以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、2 件を個別に採決したいと思います。ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第 59 号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(鈴木局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第 59 号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、議案第 60 号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(鈴木局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第 60 号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第 6、議案第 61 号、農業経営盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、日程第 7、議案第 62 号、農地中間管理事業における農用地利用配分計画に対する意見について、以上 2 件について関連があるので、一括して上程いたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局(名塚職員)	議長。日程第 6、議案第 61 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、日程第 7、議案第 62 号、農地中間管理事業における農用地利用配分計画に対する意見について、以上 2 件について、関連案件ですので一括してご説明します。 お手元の送付資料の 17、18 ページの議案書、19 ページの参考資料をご覧ください。 土地の所在等、計画内容は、お手元の議案のとおりです。 参考資料の白塗りの土地が、本件の対象地であり、斜線部分については、申請者が現在耕作している土地です。 議案第 61 号は、記載の内容について、市長から農業経営基盤強化促進法に基づき、農用地利用集積計画の決定を求められているものです。 議案第 62 号は、ただ今ご説明した議案第 61 号の土地について、農業公社から[]に貸し出すにあたり、市長から意見

	を求められているものです。 賃借料については、1平方メートル当り24円で、年間38,600円となっています。 ■■■■の農作業従事日数は年300日、対象地を含め現在約6,500㎡を耕作しており、世帯員含め3名で営農しているとのこと。 なお、対象地については、これまで地権者と相対での貸し借りを行っており、この度公社への切り替えを行うもので、継続の貸し借りといえます。 以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の三橋委員から補足説明をお願いします。
13番(三橋委員)	議長。13番。2月10日(金)午後2時10分より、平井会長、現況証明委員の飯田副会長と共に、現地調査を行いましたので報告します。対象地の現在の耕作状況を確認したところ、作付けはないものの、良好に管理されていました。今後も地域との調和を図り、効率的で安定的な農業経営に支障を及ぼさないと判断されるため、特段の問題は無いものと思われます。以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、2件を個別に採決したいと思います。ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第61号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(鈴木局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第61号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、議案第62号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(鈴木局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第62号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第8、議案第63号、農業経営盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、日程第9、議案第64号、農業経営盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、以上2件について関連があるので、一括して上程いたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局(名塚職員)	議長。日程第8、議案第63号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、日程第9、議案第64号、農地中間管理事業における農用地利用配分計画に対する意見について、以上2件について、関連案件ですので一括してご説明します。 お手元の送付資料の20、21ページの議案書、22ページの参考資料をご覧ください。 土地の所在等、計画内容は、お手元の議案のとおりです。

	議案第 63 号は、記載の内容について、市長から農業経営基盤強化促進法に基づき、農用地利用集積計画の決定を求められているものです。 議案第 64 号は、ただ今ご説明した議案第 63 号の土地について、農業公社から■■■■に貸し出すにあたり、市長から意見を求められているものです。 賃借料については、1 平方メートル当り 24 円で、年間 15,700 円となっています。 ■■■■の農作業従事日数は年 240 日、現在は本対象地のみを耕作しており、世帯員含め 3 名で営農しているとのこと。なお、対象地については継続の貸し借りです。 以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の飯田委員から補足説明をお願いします。
10 番(飯田委員)	議長。10 番。2 月 19 日(金)午後 2 時より、平井会長、現況証明委員の三橋委員と共に、現地調査を行いましたので報告します。対象地の現在の耕作状況を確認したところ、白菜、大根、タマネギの作付けが行われていました。今後も地域との調和を図り、効率的で安定的な農業経営に支障を及ぼさないと判断されるため、特段の問題は無いものと思われます。以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
3 番(石澤委員)	議長。3 番。■■■■は、鎌倉市の耕作地はこの 654㎡だけというお話ですが、お住まいの地域では、もっと大きな耕作地をお持ちですか。
事務局(名塚職員)	議長。■■■■はもともと農業経営をされていた方ではなく、神奈川県農業サポーター制度を使って中高年の方が農業参入をするための研修を受けて、農業経営を始められたという経緯があります。県が市町村の遊休農地化している所とサポーターをつないで、この土地の賃借を成立させることになったという経緯があり、他に農地の耕作は行っていない状況です。
3 番(石澤委員)	議長。3 番。そうすると、この土地を借りて初めて農業経営を行っているということですか。
事務局(名塚職員)	議長。はい、そうです。
3 番(石澤委員)	議長。3 番。わかりました。
12 番(郷原委員)	議長。12 番。■■■■という方の認識があまりないのですが、事務局の方で人物像等の把握はされていますか。次に、賃貸借期間が 1 年しかないが、短期になったのは何か理由があるのですか。それと、この 200 坪一带に玉ねぎが植わっているのと、継続案件であるという情報は頂いたが、ここで生産したものについてどのような販路等を有しているのか、というところまでの理解・認識があるのでしょうか。
事務局(名塚職員)	議長。まず、1 年間という短期の契約の理由ですが、■■■■の年

	年齢が87歳であるということです。農業公社に地権者が貸すのは3年ですが、農業公社が■■■■に貸すにあたり協議をしたうえで、1年毎にご意向を確かめることとなったということです。ご本人は耕作の意思がかなりおありで、当初3年位借りたいということだったのですが、公社との調整の中でこのようになったと聞いています。今は娘さんお二人と共に耕作を行っていています。野菜については横浜の農協さんに出しているという話を聞いています。
議長(平井会長)	現地調査当日、本人に直接会うことができました。年齢的には高齢ですが、意欲的に行っており、作物を「はまっこ」に出しているというのは聞いています。
事務局(名塚職員)	議長。もともと農業サポーター制度は神奈川県制度です。鎌倉市以外でも候補地を探しているが、鎌倉市も遊休農地が発生してどなたも借りなかったりする場合に、県にその土地を紹介して、土地を待っているサポーターの方とマッチングさせるということを行っています。ただ、遊休農地が出た場合には、基本的にはまず近隣の農家さんに繋がせていただいていますので、サポーターとのマッチングは近年あまり行っていませんが、どうしても誰もやらない状態の場合は、こういった方に繋いで耕作していただく、ということです。
12 番(郷原委員)	議長。12番。その農業サポーター制度の登録者は、まだ継続的に登録が増加しているのですか
事務局(名塚職員)	議長。近年では、年に1回程度、認定の手続き自体は行っている状況です。ただ、認定を受けても、土地が無ければ耕作を始められないので、認定を受けたまま耕作を始められていないという方も実際にはいらっしゃいます。 遊休農地に関して、市の農水課と農業委員会が神奈川県に情報提供したうえで情報が流れていくのですが、市と農業委員会としては、まず地域の担い手の方優先で農地をつないでいきたいというのがありますので、地域の方にお声がけをして、どなたも借りないということで、このまま荒らしていくわけにはいかない状況ですと、県で土地を探している方におつなぎをさせて頂くということです。
12 番(郷原委員)	議長。12番。何故この質問をしたかというのと、サポーター制度とかについて深く認識していなかったもので、農地を買いたいという人にうまくアドバイスをできなかったことがあるからです。意外と私たちみたいにきちんと農業をやっていると、特に観光で一般客なんか入れてるので、農業に入りたいのだけどというのが来た時に、自分ではうまく説明しきれないから、公的制度に乗らないと農地って基本的に借りれないよねという話しをしてあげて、希望する市町村にそういう窓口はあるから、そこに持って行きなよという話しはしているのですが。
事務局(名塚職員)	議長。サポーター制度は、特に中高年向けの農業を始めたいとい

	う人への参入方法の方向性の一つという形ではあります。後日、皆様に県の事業の資料をお渡しします。
3 番(石澤委員)	議長。3 番。当該地まで軽トラ等は横づけできるのですか。
事務局(名塚職員)	議長。道には横づけできません。■■■■と地権者に■■■■が承諾を頂いたうえで、対象地北側の土地を歩いて通らせていただいていると聞いています。公図で見ると下に接道があるように見えるが、こちらは高低差があり、実際は進入ができません。
3 番(石澤委員)	議長。3 番。農具などは担いで持ってきたりするのですか。
事務局(名塚職員)	議長。はい、そのようです
3 番(石澤委員)	議長。3 番。わかりました。
議長(平井会長)	他に何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、2 件を個別に採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第 63 号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(鈴木局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第 63 号は承認されました。
議長(平井会長)	次に議案第 64 号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(鈴木局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第 64 号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第10、議案第65号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、日程第11、議案第66号、農地中間管理事業における農用地利用配分計画に対する意見について、以上2件について、関連があるので一括して上程いたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局(名塚職員)	議長。日程10、議案第65号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、日程第11、議案第66号、農地中間管理事業における農用地利用配分計画に対する意見について、以上2件について関連案件ですので、一括してご説明します。 お手元の送付資料の 23、24 ページの議案書、25 ページの参考資料をご覧ください。 土地の所在等、計画内容は、お手元の議案のとおりです。 参考資料の白塗りの土地が、本件の対象地であり、斜線部分については、申請者が現在耕作している土地です。 議案第 65 号は、記載の内容について、市長から農業経営基盤強化促進法に基づき、農用地利用集積計画の決定を求められているものです。 議案第 66 号は、ただ今ご説明した議案第 65 号の土地について、農業公社から■■■■に貸し出すにあたり、市長から意見を

	求められているものです。 賃借料については、1平方メートル当り24円で、年間38,900円となっています。 ■の農作業従事日数は年300日、対象地を含め現在約7,500㎡を耕作しており、世帯員含め2名で営農しているとのことです。 なお、対象地については、これまで地権者と相対での貸し借りを行っており、この度公社への切り替えを行うもので、継続の貸し借りといえます。 以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の三橋委員から補足説明をお願いします。
13番(三橋委員)	議長。13番。2月19日(金)午後1時30分より、平井会長、現況証明委員の飯田副会長と共に、現地調査を行いましたので、報告します。対象地の現在の耕作状況を確認したところ、小松菜、ホウレンソウ、大根の作付けが行われていました。今後も地域との調和を図り、効率的で安定的な農業経営に支障を及ぼさないと判断されるため、特段の問題は無いものと思われます。 以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、2件を個別に採決したいと思います。ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第65号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(鈴木局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第65号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、議案第66号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(鈴木局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第66号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第12、議案第67号、農業経営盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、日程第13、議案第68号、農業経営盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、以上2件について関連があるので、一括して上程いたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局(名塚職員)	議長。日程第12、議案第67号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、日程第13、議案第68号、農地中間管理事業における農用地利用配分計画に対する意見について、以上2件について関連案件ですので、一括してご説明します。 お手元の送付資料の26、27ページの議案書、28ページの参考資料をご覧ください。 土地の所在等、計画内容は、お手元の議案のとおりです。

	対象地番のうち「利用権設定」と書かれた部分が本件の対象地です。 議案第 67 号は、記載の内容について、市長から農業経営基盤強化促進法に基づき、農用地利用集積計画の決定を求められているものです。 議案第 68 号は、ただ今ご説明した議案第 67 号の土地について、農業公社から■■■■に貸し出すにあたり、市長から意見を求められているものです。 賃借料については、1 平方メートル当り 24 円で、年間 24,000 円となっています。 ■■■■の農作業従事日数は年 200 日、現在は本対象地のみを耕作しており、1 名で営農しているとのこと。 なお、対象地については継続の貸し借りです。 以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の飯田委員から補足説明をお願いします。
10 番(飯田委員)	議長。10 番。2 月 19 日(金)午後 2 時 30 分より、平井会長、現況証明委員の三橋委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。対象地の現在の耕作状況を確認したところ、タマネギ、キヌサヤ、ソラマメの作付けが行われていました。 今後も地域との調和を図り、効率的で安定的な農業経営に支障を及ぼさないと判断されるため、特段の問題は無いものと思われます。以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
3 番(石澤委員)	議長。3 番。■■■■は、1408㎡のうち1000㎡ということで控除部分がありますよね、一般的に考えれば、ここを含めて借りと思うが、なぜこのような形になるのですか。
事務局(名塚職員)	議長。今回は継続という形になります。ですので、もともとこの筆の中で控除部分と書かせていただいた箇所を除き、残っていたのが1000㎡ということになります。
12 番(郷原委員)	議長。12 番。ホームファーマー制度と利用権設定の土地との関連性はありますか。
事務局(名塚職員)	議長。控除部分の北側、■■■■というこの上の段の筆が現在ホームファーマー事業の農地になっており、今回の控除部分も一団で、ホームファーマー事業の研修農園として使っているということです。
12 番(郷原委員)	議長。12 番。この方の年齢や現況を教えてください。
事務局(名塚職員)	議長。■■■■は76歳で、農作業の従事日数は200日で、いま現在はお一人でこの土地を良好に耕作されていることを確認しています。
12 番(郷原委員)	議長。12 番。サポーターというと、やはり高齢者が多いのですか
事務局(名塚職員)	議長。中高齢ホームファーマー事業というもので、中高齢のかた

	向けの研修をこういう土地でやって、もう少し規模を拡大したいという方については、サポーター事業に認定を受けて面積を広げていくという形です。サポーターになる基準の面積が最低1000㎡で、■■■■は前回の貸し借りを始める際に最低限の面積1000㎡で始めて、サポーターの認定を受けています。
議長(平井会長)	他に何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、2件を個別に採決したいと思います。ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第67号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(鈴木局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第67号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、議案第68号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(鈴木局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第68号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第14、議案第69号、農業経営盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、上程いたします。 農業委員会等に関する法律第31条第1項により「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」と規定されていることから、退席者がございます。このため、暫時休憩いたします。 (■■■■委員退席) 会議を再開いたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局(名塚職員)	議長。日程第14、議案第69号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定についてご説明します。 お手元の送付資料の29ページの議案書、30ページの参考資料及び農業委員会法令関係資料のファイルでお配りしております資料のうち、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の8ページをご覧ください。 なお、本件は令和2年度9月総会議案第28号にてお諮りし承認されたのち、令和2年10月1日付で告示された「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画」に基づき、所有権移転が行われる予定でした。しかし、告示された計画に記載の移転時期である令和2年11月30日までに所有権移転が行われず、法律関係が失効したことから、再度移転時期を変更した内容で申請があったものです。よって前回の説明内容と重複がある場合もありますが、あらかじめご了承ください。 それでは内容のご説明に移ります。

	土地の所在等、計画内容は、お手元の議案のとおりです。 参考資料の白塗りの土地が、本件の対象地であり、斜線部分については、申請者である土地の買い手が現在耕作している土地です。 議案第 69 号は、記載の内容について、市長から農業経営基盤強化促進法に基づき、農用地利用集積計画の決定を求められているものです。 続いて、農業委員会法令関係資料のファイルの「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の 8 ページをご覧ください。 利用集積計画に基づく売買による所有権移転を行う場合には、譲受人が、「利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件」をすべて満たしている必要があります。 なお、要件 e に記載されている、「農地移動適正化あっせん等候補者名簿」については、過去の準用の中で作成していたものであり、現在は存在しないため確認ができません。しかし、これに近い名簿として、地域の中心的な担い手をリスト化した「鎌倉市人・農地プラン」には、XXXXXXXXXXが含まれていることから、この要件 e で確認するべき事項を満たしていると判断できます。 また、耕作状況は問題なく、30 代の息子が後継者として週 5 日営農しているとのことであり、他の要件についてもすべて満たしていると判断されます。 現在の耕作面積は 14,000 m²で、世帯員 3 名、従業員 1 名で従事しています。 なお、本件は令和 2 年 9 月総会の審議にあたりすべての耕作地を良好に耕作していることを確認しており、その後の実施された利用状況調査でも同様の状態を保っていたことから、現在でも良好に耕作を行っているものと判断し、現況証明委員の皆様には本件の対象地の状況確認のみを行っていただきました。 以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の三橋委員から補足説明をお願いします。
13 番(三橋委員)	議長。13 番。2 月 19 日(金)午後 2 時 20 分より、平井会長、現況証明委員の飯田副会長と共に、現地調査を行いましたので、報告します。対象地の現在の耕作状況を確認したところ、良好に管理されており、XXXXXXXXXXが新たに耕作するにあたり、特段の問題はないものと思われます。 また、XXXXXXXXXXについては、今後も地域との調和を図り、効率的で安定的な農業経営に支障を及ぼさないと判断されるため、特段の問題は無いものと思われます。以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
12 番(郷原委員)	議長。12 番。前回所有権移転がされなかった経緯について知りました。

	い。
事務局(名塚職員)	議長。出来なかったご事情の詳細までは民民の契約の話なので、把握しておりませんが、成立しなかったということで、確認しています。法律上はそのまま失効してしまいます。
12 番(郷原委員)	議長。12番。前回採決したものが、失効したということですね。
事務局(名塚職員)	議長。はい、失効したということです。
12 番(郷原委員)	議長。12番。計画の見込み的なところは、民民のことだからあまり関与しないという認識でよろしいですか。
事務局(名塚職員)	議長。当然計画内容の現実性というところを加味した上で皆様にご審議頂きたいのです。前は期間が2か月間でしたが、今回は約1年近くになったというところでご審議頂きたいです。
12 番(郷原委員)	議長。12番。資金手当て等の詳細を本人に聞くわけにはいかないけれども、そのあたりはどうなのでしょう。
事務局(名塚職員)	議長。実際に計画自体の実現性というところを見るに当たっては、今回は期間を延長したというところで見るとは、思いますが、具体的に農業委員会の方で確認する事項としては、 がきちんと買った土地で営農できるか、というところが主眼の置かれるところです。 前は期間が2か月間というところでご承認いただきましたが、それでは実際に成立しなかったもので、期間を延長すれば、今回は滞りなく所有権移転をすることができると、ご本人から伺っています。
12 番(郷原委員)	議長。12番。農地にかかわらず、土地の売買は固定資産税が関わってくるけど、資産税課と農業委員会事務局は関係ないから、情報は入ってこないのですか
事務局(名塚職員)	議長。最終的に所有権移転登記がされたかどうかは、農地台帳を農業委員会が年1回資産税課から情報を頂いて更新しているが、その年1回の更新は概ね夏前くらいになるので、それまでは分かりません。
12 番(郷原委員)	議長。12番。分かりました。
9 番(岡崎委員)	議長。9 番。資格審査については、どうですか。
事務局(名塚職員)	議長。さきほどご説明した、基本構想基準aからeまでの要件を満たしているかというところで、問題ないかを農業委員会でご審議頂きたいです。
3 番(石澤委員)	議長。3 番。法律の適用を教えてくださいなのですが。これは農業経営基盤強化促進法と農地法の所有権移転の4条や5条だけじゃダメなのですか。
事務局(名塚職員)	議長。農地法による所有権移転3条の許可と、基盤強化法による所有権移転という2種類の方法があります。基盤強化法による所有権移転はあまりケースがないのですが、なぜ今回、基盤強化法にしたかという、この土地は農業振興地域である関谷地区の中で一番

	厳しい指定を受けている農用地ではありますが、3条の許可では譲渡所得税の控除を受けられず、集積計画で所有権移転すると譲渡所得税の控除を受けることができる制度がある、という利点を活用するためです。
3番(石澤委員)	議長。3番。分かりました。
議長(平井会長)	他に何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、2件を個別に採決したいと思います。ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第69号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(鈴木局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第69号は承認されました。 議事の都合により、暫時休憩いたします。(■委員入室)
議長(平井会長)	会議を再開します。 次に、日程第15、その他、諸般の報告について、5件、報告いたします。 事務局から報告をお願いします。
事務局(名塚職員)	議長。日程第15、その他、諸般の報告について、5件、報告させていただきます。 諸般の報告1、農地パトロールの中止について、ご報告いたします。 2月下旬に予定しておりました、関谷の農地法違反地を中心とする農地パトロールについてですが、新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言の延長に伴い、延期とさせていただくこととしました。 1月総会にて、7番和田委員、8番落合委員、9番岡崎委員のご出席をお願いしておりますが、日程につきましては、宣言解除後、改めて調整させていただきます。よろしくお願いいたします。 続きまして、諸般の報告2、農業委員会の法令遵守の注意喚起等について、ご報告します。 本日お配りしております、諸般の報告2参考資料をご覧ください。 令和元年度に、大分県、奈良県で農業委員会会長が、収賄容疑、農地法違反容疑で逮捕される事案が発生しました。これを受け、農業委員会の全国組織である一般社団法人全国農業会議所より神奈川県農業会議を通して農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議を実施するよう、各農業委員会に依頼があり、令和2年1月総会にて、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議を行いました。 この内容については、毎年1回委員の皆様にご案内しております。

いただき、確認させていただくこととしており、この度ご報告させていただいたものですので、皆様内容のご確認をお願いいたします。

続きまして、諸般の報告 3、生産緑地地区の取得のあっせんについて、報告いたします。

本日配布しております諸般の報告 3 参考資料①～③をご覧ください。

まず、生産緑地買い取り申出について、ご説明いたします。

市街化区域内の農地のうち、生産緑地の指定を受けている農地は、税制面で優遇措置を受けることができますが、建築等の行為は制限されることとなります。

この制限を解除できるのは、資料①の買い取り申出のフローに基づいて手続きを行い、市も、農業者も買い取らなかった場合のみとなります。

買い取り申出は、フロー左上のとおり、耕作者の死亡または故障による場合、指定後 30 年を経過した場合のみ行うことができます。

なお、死亡または故障の場合は、買い取り申出に農業委員会が発行する「主たる従事者証明」が必要です。（その人が主で農業をやっていたことの証明。）

本件についてですが、令和 2 年 11 月 25 日開催の農業委員会 11 月総会において承認され、11 月 27 日付で、主たる従事者証明を発行した案件です。

その後、令和 3 年 1 月 8 日に、申出者から市長に買い取り申出が行われましたが、2 月 3 日付で、市としては申出地を買取らない旨の決定をし、同日付で申出者に通知しました。

生産緑地法第 13 条の規定には、「市長は、買取らない旨の通知をしたときは、当該生産緑地において、農業に従事することを希望する者がこれを取得できるよう、あっせんに努めなければならない。」とされていますが、生産緑地法第 17 条の 2、「あっせんを行う場合は農業委員会に協力を求めることができる」旨規定されていることから、令和 3 年 2 月 8 日付で、当委員会にあっせんについての協力依頼があったものです。

生産緑地法第 14 条の規定により、買い取りの申し出があった日から起算して 3 ヶ月以内（4 月 7 日）に所有権移転が行なわれなかったとき（誰も買い取らなかったとき）は、当該生産緑地の行為の制限は解除されることとなります。

農地の購入は、農業委員会での手続きが必要であり、本件については 3 月 10 日までに農業委員会へ申請を行う必要があるため、対象地の購入希望の情報がありましたら、あらかじめ事務局へご連絡ください。

	なお、ＪＡに対しても、市農水課を通してあっせんについての協力依頼を行う予定とのことです。 続きまして、諸般の報告４、第28回遊休農地解消対策協議会について、ご報告します。 遊休農地解消対策協議会を次回３月総会に合わせ、３月25日（木）14時30分より鎌倉市役所第３分庁舎１階講堂で開催します。 来年度の活動計画の協議等を行う予定です。 最後に、３月総会等の日程について、報告させていただきます。 今回は、３月25日（木）、先程ご説明いたしました遊休農地解消対策協議会終了後、15時30分より、鎌倉市役所第３分庁舎１階講堂で開催します。 会場が変更になりますので、ご注意くださいよう、お願いいたします。 諸般の報告は、以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問は ございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、以上をもちまして令和２年度第10回総会を閉会いたします。 ありがとうございました。
会 長 平井 保男	
議事録署名委員 5番 小泉 紀久夫	
議事録署名委員 6番 柏木 博明	